

事務連絡
令和3年9月29日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の
特例的な対応について（その2）」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているところですが、病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の診療報酬上の特例的な対応については「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について」（令和3年9月6日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、介護医療院若しくは介護老人保健施設又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者であつて、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合の診療報酬上の特例的な対応について、別添のとおり、「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について（その2）」（令和3年9月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

別添：「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について（その2）」（令和3年9月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）